

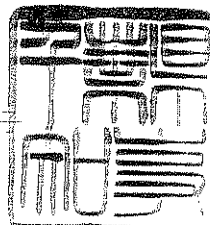


支障事案等報告書

政法第5425号  
平成19年11月29日

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷一照 様

(実施機関等) 千葉県知事 堂本 暁子



情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案がありましたので、次のとおり報告します。

<p>支障事案等 発生年月日</p>	<p>・開示請求＝平成19年10月5日付け 「総務部税務課に係る平成18年度の全ての文書」 ・決定＝平成19年11月5日付け 開示請求が条例第6条（開示請求権の濫用禁止）に反するとして 開示請求を却下し、開示請求却下通知書により通知 ・実施機関＝知事(税務課)</p>
<p>事案の内容</p>	<p>開示請求者が、請求当日、情報公開窓口において口頭で説明した 請求理由は、本庁の課が保有する行政文書に係る写しの交付を、住 所地の近くの県民センターで受けられないことに対し、「千葉県で は税金の取扱いは地域による格差がないのに、情報公開は格差があ る。税金に地域間格差がないことを確認したい。」との趣旨であつた が、開示請求書に記載した内容は、「総務部税務課に係る平成 18年度の全ての文書」であった。</p>
<p>実施機関の対応</p>	<p>対象文書が、税務課の1年分の文書ということで大量なため、実 施機関は、請求書提出時に、口頭で請求対象の行政文書の絞込みを 依頼したが応じてもらえなかった。その後、行政文書目録等を添付 の上、請求対象の行政文書の絞込みを書面で依頼したが、回答は得 られなかった。 請求当日、開示請求者が口頭で行った請求趣旨の説明や上記絞込 み等の経緯を踏まえて、実施機関では、請求対象の行政文書が著し く大量であつて、請求に応じることによる通常業務への影響は多大 であり、また、過去の請求事例などと比較すると、適正な権利の行 使にあたらないと判断し、上記の決定を行った。</p>
<p>特記事項</p>	<p>条例第6条（開示請求権の濫用禁止）に反すると判断して、開示 請求を却下したが、6条による却下は初めてのことであり、対応に 苦慮した。 ※請求当日、開示請求者から次のような発言もあつた。 ・今回の請求は税務課にとってはとぼっちり ・開示物は持ち帰らず処分してもら ・どこまで権利濫用か請求対象を減らして試す、等</p>

- 関連資料
- 1 事案に関する書類(開示請求書・却下通知書)
  - 2 他の都道府県における事例(H18全国会議資料から)
  - 3 権利の濫用に関する判例(要旨)



平成 19 年 10 月 5 日

千葉県知事 様

郵便番号  
住 所  
氏 名  
連絡先電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

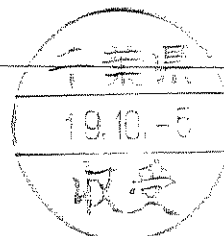
担当者名  
(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

開示請求する行政文書の件名又は内容	(知りたいと思う事項の具体的な内容を記載してください。) 総務部 総務課に属する平成19年度 全庁の文書
行政文書の開示を請求することができるものの区分(該当する区分を示す□のついでにV印を付け、[ ]内に必要な事項を記載してください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体 ( <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人その他の団体 ) <input type="checkbox"/> 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 [ 事務所等の名称 ] [ 所在地 ] <input type="checkbox"/> 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 [ 事務所等の名称 ] [ 所在地 ] <input type="checkbox"/> 県内に存する学校に在学する者 [ 学校の名称 ] [ 所在地 ] <input type="checkbox"/> 行政文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体 ( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人その他の団体 ) [ 開示を必要とする理由 (具体的な内容を記載してください。) ]
求める開示の方法 (該当する□にV印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写し等の交付 ( <input type="checkbox"/> 送付を希望する )

(職員記入欄) この欄には記載しないでください。

担当課 ( 所 )	総務部 総務課 電話番号 ( ) -
備 考	システム登録番号 (2007-0104600002)



受付 19 番



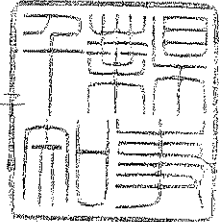
開示請求却下通知書

税 第 5106 号 の 2

平成19年11月5日

様

千葉県知事 堂本 暁子



平成19年10月5日付けの開示請求については、次の理由により応ずることができないので通知します。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	総務部税務課に係る平成18年度の全ての文書
開示請求に応ずることができない理由	別紙のとおり
担当課(所)	千葉県総務部税務課管理調整班  電話番号 043-223-2113
備 考	(請求書の收受日 平成19年10月5日、決定日 平成19年11月5日) 受付719番

教示

- この通知に係る処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 別 紙

以下の理由から、あなたの開示請求は、千葉県情報公開条例第6条に反すると判断したため。

- 1 あなたから平成19年10月5日付けで提出された行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容欄」には、「総務部税務課に係る平成18年度の全ての文書」との記載がありました。

この記載内容では、対象となる行政文書の範囲が広すぎ、かつ、余りにも大量となるため、提出時における、税に地域間格差がないことを確認したい旨の請求趣旨に関するあなたの口頭の説明を踏まえ、開示の対象となる行政文書の絞り込みを口頭で依頼しましたが、その時は応じてもらえませんでした。

その後、平成19年10月22日付け税第5106号の文書により、平成18年度の税務課の行政文書目録を添付した上で、開示を求める行政文書を特定するよう再度依頼しましたが、回答はいただけませんでした。

- 2 本件請求の対象となる行政文書は、仮に条例上の開示請求に基づくとしても、著しく大量であり、本件請求に応じることによる通常業務への影響は多大であり、また、過去の請求事例などと比較すると、適正な権利の行使にあたらなないと判断されます。

権利の濫用規定を適用した事例及び大量請求と考えられる事例

(平成18年度都道府県情報公開研究会議資料から作成)

都道府県	内 容	対 応
北海道	14支庁にまたがり、4,000件	決定期間を延長(2ヶ月)
宮城県	特定の課の過去5年分の人件費、旅費、交際費、会議費、食糧費に関する書類	相当程度期間を延長し、請求内容どおり文書を特定し、開示決定。
栃木県	特定の土地改良区について一切の公文書(1,128件)	60日間の期限延長
埼玉県	財務会計システムデータ(委託料、交際費、工事請負費、需用費、備品購入費等)	開示決定期間延長
千葉県	特定の課が管理する全ての文書	9年期間延長(旧条例)
神奈川県	特定の土木事務所の契約書、見積書一式(過去5年分) 特定の土木事務所の測量委託に係る契約書、成果品一式及び入札調書関係(過去5年分)	期間延長 請求取り下げ 期間延長 請求取り下げ
富山県	知事が随意契約した契約に係る各設計仕様書、予定価格、入札経過調書、契約書など平成13年度分から平成17年度支出分	開示決定期間延長
石川県	自動車保管場所証明申請書(警察署申請)平成13年度及び平成14年6月28日までの分	約1年5ヶ月間期限延長
福井県	特定の林地開発許可に関する約20年間の書類一切 一定期間の建築計画概要書	決定期間を延長
山梨県	指導力不足等教員を対象とした特別研修に係る全ての文書	2ヶ月特例延長
長野県	に関する一切の文書 で保管する に関する一切の文書	期間延長
静岡県	開発行為関係公函(2097枚) 市町村の町・字変更に関する書類(2493枚) 建築確認計画概要書(8471枚)	32日期間延長 41日期間延長 77日期間延長
三重県	平成10、11年度の県土整備部が行った工事、業務委託のうち、変更契約を行った件名の全部及びこれらの支出関係書類(3162件)	非開示(対象公文書を特定していないとして補正を命じたが、応じなかったことから、請求が不適法であるとして非開示、ただし別途契約一覧を情報提供)

兵庫県	平成16年度県立学校事務職員超勤関係書類 (58992件) 平成17年度県立学校研修関係書類、旅行命令簿 (13348件)	約6ヶ月延長  60日延長
奈良県	事務所の書類すべて	文書を特定するよう補正を求めたところ、補正に応じたため文書を特定
和歌山県	一定期間内における建築計画概要書の2面及び3面	期間延長
島根県	特定の所属に対して請求内容の不明瞭な請求書が10数枚提出された	期間延長
岡山県	過去3ヵ年の情報公開に関する決定の伺い文書すべて	決定期間特例延長
山口県	警察事務に関するもの(旅費、食糧費)	期間延長
徳島県	平成元年～16年度の情報公開不服申立てから決定までの一切の書類	6ヶ月期間延長
香川県	特定土地改良事務所に対して、同一人から広範囲にわたる請求	請求者に対して、優先順位を示すように文書で依頼したが、回答がなかったことから、請求順に処理することとし、2年の特例延長を行った
高知県	県の水産加工会社への間融資疑惑に係る関連機関への出資等に関する一切の資料 (4800枚)	期間延長
福岡県	特定期間の建築計画概要書	特例延長
熊本県	平成11年度、12年度、13年度の地域振興局に関し、熊本県が保管する全ての契約書、全ての収支実績及びそれを裏付ける領収書を含む文書	開示請求権の濫用にあたりと判断し、不開示決定処分異議申立てがあり、審査会で妥当との答申
大分県	全実施機関の年月の旅費・食糧費に関する公文書(98万枚)	県行政を混乱、麻痺させる意図があり、情報公開請求権の本来の目的を著しく逸脱していると判断し、 <u>権利の濫用</u> として非公開決定処分異議申立てがあり、審査会で妥当との答申

権利の濫用規定を適用した事例、大量請求と考えられる事例があった都道府県のみ記載した。

公文書公開請求却下処分取消請求事件（横浜市）

最高裁判所 平成15年9月25日判決 平成15年（行ツ）第173号  
平成15年（行ヒ）第176号

当事者 上告人兼申立人 公開請求者 被上告人兼相手方 横浜市長

1 主文

本件上告を棄却する。  
本件を上告審として受理しない。

2 理由

本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに民訴法第312号1項又は2項に規定する事由に該当しない。

当事者 控訴人 公開請求者 被控訴人 横浜市長

1 主文

本件控訴を棄却する。

2 事案の概要等

(1) 公開請求

控訴人は、横浜市公文書の公開等に関する条例(本件条例)に基づき、平成12年1月14日付けで、「平成9、10、11年度国庫補助金を受け入れた事業の経費の使途が明らかになる書類」(本件文書)及び「福祉局以下各課が保管する預金、貯金口座の通帳等」の公開請求をした(本件公開請求)。

(2) 被控訴人の決定

被控訴人は、平成12年6月30日までに、本件文書に係る請求部分をすべて却下する旨の決定(本件却下決定)をした。

理由： 本件公開請求の対象文書が十分に特定されておらず、かつ、補正を拒否されたこと。

条例の趣旨・目的を逸脱した権利の行使であること。

通常業務への影響、過去の請求事例等との比較等から、一般法理に照らして、適正な権利の行使に当たらないと判断されること。

(3) 原審の判断

控訴人の請求を棄却した。

理由： 本件文書は、会計規則に基づき作成されるすべての書類を指すものと解され、そのような広範なものでも、本件条例の特定の要件は満たしている。

しかし、

本件公開請求は、文書公開の請求権を濫用したのものとしてその全部の請求が許されないというべきであり、却下決定事由がある場合と同視できるので、本件公開請求を却下することができる。

市の対応には何らの手続的な違法事由は認められない。

3 控訴審における控訴人の主張

(1) 横浜市は、本件条例を廃止し、平成12年7月1日から横浜市の保有する情報の公開に関する条例(新条例)を施行している。本件却下決定は、平成12年7月5日付けで控訴人に通知されたから、本件公開請求は、新条例附則3の適用により新条例の手続きに基づいて判断されるべきである。

(2) 新条例には大量請求を理由に却下することができる旨の規定はないから、本件請求は、権利濫用となるものではない。また、本件条例、新条例のい



ずれによっても、公開実施時期を分散すること等により、一部開示等を実施することが可能であるから、大量請求であることは、それ自体却下理由にはなり得ない。

- (3) 控訴人の本件公開請求に係る文書は、支出・受取・領収書等の帳票伝票であって、数百枚前後に過ぎず、極めて少量である。

## 5 高等裁判所の判断（控訴人の主張について）

- (1) 本件却下決定は、平成12年6月30日までにされており、通知が同年7月5日付けでされたに過ぎないから、新条例附則3を適用する余地はない（仮に新条例の適用があることを前提としても、本件公開請求は権利濫用として許されない。）
- (2) 被控訴人は、2度にわたり、公開・非公開決定を延長する旨を通知し、控訴人に対し、本件公開請求に係る文書の特定をするため確認作業の依頼をし、抽出請求等を検討できないか提案した。しかし、控訴人は、予算執行等のチェックをするために、本件公開請求に係る文書を公開するよう求め、確認作業には応じなかった。
- (3) 本件公開請求に係る文書は、会計規則に基づいて作成されるすべての書類を指すものと解され、執行伺等の決裁文書は、1万4000件であり、3年度分の支出手続に関する書類は膨大な数に達するものと推認される。また、控訴人の公開請求の目的は、対象文書を一定範囲に限定すること等によってもある程度達成できると考えられる。さらに、情報公開請求権は市民の権利として尊重、擁護されなければならないが、その権利行使は、無制約のものではなく、あくまで、条例の趣旨、目的に則って正当に行使されるべきものであると思料される。
- (4) 以上のことから、本件公開請求は、公開請求権を濫用したものであるとして、その全部の請求が許されないというべきである。

当事者 原告 公開請求者 被告 横浜市長

1 主文

原告の請求を棄却する。

2 理由

原告の公文書公開請求は、権利濫用であり、その行使は認められない。

3 争点に対する地裁の個別判断

(1) 対象文書の特定

文書の量にかかわらず、公開請求者の求めている文書が客観的に分かれば、特定としては十分である。

(2) 権利濫用の有無

本件については、対象文書の量が膨大であること、原告の公開請求の目的は、すべての文書を対象にしなくても達成できるにもかかわらず、頑なにすべての文書の公開を求めたこと等の事情を考慮すると、本件公開請求は、権利濫用と言わざるを得ない。

(3) 手続違反の有無

対象文書は、客観的にみて、特定されているから、原告が文書を特定していないことを前提に、特定のための情報を教示しなかった、特定するよう補正を命じなかった等の手続違反を主張することはできない。

また、被告(市長)から原告に対し、公開決定について、実質を得るよう協議したにもかかわらず、原告はこれに応じなかった等の事情に照らすと、本件公開請求における市の原告への対応に手続違反は認められない。

行政文書不開示処分取消等請求事件（関東運輸局）

東京地方裁判所 平成15年10月31日判決 平成14年（行ウ）第422号

当事者 原告 開示請求者 被告 関東運輸局長

1 主文

被告が行った行政文書不開示決定処分を取り消す。

2 事案の概要等

(1) 開示請求（補正後）

ア 「 新規検査、中古新規検査、構造変更検査等を東京陸運支局練馬検査登録事務所および東京陸運支局八王子検査登録事務所で、行われ、車体の形状が『教習車』で登録された時の車両に関する申請書類一切（すべて）の平成7～14年度申請分すべて」（本件文書 ）

イ 「 上記 の東京陸運支局八王子検査登録事務所分は、『教習車』に登録するために、教習用や試験用などに『専ら使用』することを確認する書類『都道府県警察本部から交付された、指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書の写し』が含まれていないものの登録された時の車両に関する申請書類の一切（すべて）の平成7～14年度申請分すべて」（本件文書 ）

(2) 被告の決定

ア 本件文書 について

「自動車登録番号及び申請された年月日が不明であり、『教習車』ということのみでは行政文書の特定をすることができないため」

イ 本件文書 について

「該当する行政文書はなく、不存在のため」

という理由で、行政文書不開示決定（本件処分）を行った。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（本件文書 について、本件処分の適法性）について

ア 被告らの主張

(ア) 原告の行った開示請求は、「行政文書を特定するに足りる事項」を記載しているとは解されず、当該開示請求は、対象文書の特定を欠くものと解するべきである。

(イ) 本件文書 のような請求に対応するためには、職員が、保管されている関係書類を手作業により1件ずつ確認し、開示請求の対象とされた登録申請書類を探し出すしかなく、職員1名を専従職員とし、1日8時間休憩なしで作業をすすめたとしても、6か月以上の時間を要するものであり、通常業務に著しい支障が生じることは明らかである。

(ウ) 被告が、本件開示請求に対応せざるを得ないとすれば、被告の業務に著しい支障を来たすのみならず、他の情報公開請求に対応する余裕がなくなり、かえって情報公開法の立法趣旨が没却されることは明らかであるから、本件開示請求は、請求権の濫用と評価すべきであり、不適法である。

イ 原告の主張

(ア) 本件文書 は、開示の対処となる文書が多数にのぼるだけであり、本件開示請求及び補正書の記載自体によって特定されているというべきである。

(イ) 原告が本件開示請求を行ったのは、別訴の証拠として、本件文書及び が必要であったためであり、被告の業務を妨害すること等を目的としたものではないから、正当な理由に基づく請求であって、濫用ということとはできない。

(2) 争点2（本件文書 について、本件処分の適法性）について

ア 被告らの主張

(ア) 通達によれば、「教習車」として申請するためには、それを証明する書面（本件証明書）の写しの提出を促すこととしており、当該書面が提出されない場合には、申請が認められることはなく、被告が申請書類を保存することはない。

(イ) 「教習車」として申請書類が保存されているものについては、すべて申請に際し本件証明書の写しが提出されていたものである。したがって、本件文書 は、膨大な保管書類を検索して具体的な対象文書を特定するまでもなく、存在しないことが明らかである。

イ 原告の主張

(ア) 実際に教習所及び各講習機関に該当しないドライビングスクールが、指定自動車教習所から教習車の譲渡を受け、移転登録申請を行い、申請に基づき「教習車」とする登録事項等証明書、自動車検査証の記入を受けていることが認められる。

(イ) 以上によれば、被告は、移転登録申請の際、本年証明書の写しの提出を要求することなく、申請を受理して記入したことが明らかであって、このような場合には、本件証明書の写しの提出のない申請書類が保存されているはずであるから、本件文書 は存在するはずである。

4 争点に対する判断

(1) 争点1（本件文書 について、本件処分の適法性）について

ア 本件文書 について、法に定める開示請求文書の特定があったと認められるか

法を所管する総務省行政管理局の見解は、単に分量や対象文書の検索に要する手数に着目しているのではなく、いかなる行政文書を請求して

いるかが明確か否かという観点から特定されているか否かを判断すべきものとしていると理解できる。

そうすると、請求に係る文書が、他の文書と識別可能な程度に明らかにされている場合には、たとえ開示請求に係る文書が、請求の時点で全部で何通存在するかが明らかでなくても、そのような請求につき文書の特定がないということはできないというべきである。

したがって、本件文書は、その他の行政文書と識別可能な程度に特定されているものと認められるから、被告は、本件文書に関する詳細な情報が明らかになっていないとしても、開示請求文書が特定されていないものとしてこれを不開示にすることはできない。

また、実際の検索の難易が、開示請求文書の特定の有無に影響するものと解するのは相当ではないというべきであって、検索の難易の問題は、開示すべき文書が特定されているか否かとは本来的に別個の問題であるというべきである。

#### イ 開示請求権の濫用の有無

(ア) 法が、著しく大量の文書の開示請求であっても、そのことのみを理由として不開示とする旨の規定を置いていないこと、むしろ、期間延長等の規定を置いていることにかんがみれば、法は、大量の文書の開示請求があった場合や開示請求の内容からしてその対象文書の検索に相当な手数を要する場合であっても、当該行政機関に労を尽くしてこれに応じることを求める趣旨と解するのが相当である。

したがって、開示請求文書の開示に相当な時間を要することが明らかである場合であっても、そのことのみを理由として、開示請求を拒むことは原則としてできないのであって、権利濫用として不開示とすることができるのは、請求を受けた行政機関が、平素から適正な文書管理を行っているにもかかわらず、その開示に至るまで相当な手数を要し、その処理を行うことにより当該機関の通常業務に著しい支障を生じさせることを目的として開示請求をするときや、より迅速・合理的な開示請求の方法があるにもかかわらず、そのような請求方法によることを拒否し、当該行政機関に著しい負担を生じさせるようなごく例外的なときに限定されるものといわざるを得ない。

(イ) 被告らは、本件文書の開示請求に対し、検索に著しい時間と労力が必要となると主張するが、当該主張には、被告自らの文書管理や情報管理に適正を欠くことを前提とする部分がかかなり含まれているといわざるを得ない。

また、原告の本件開示請求の目的等からは、本件開示請求が、被告の業務に著しい支障を来たすことを意図されたものである等、原告が本件開示請求を濫用したと認めるに足りる事実は認められない。

したがって、本件開示請求を、開示請求権の濫用と評価することはできない。

(2) 争点2 (本件文書 について、本件処分の適法性) について

ア 本件文書 について

(ア) 被告は、本件文書 を検索するのに、件数にして61万件以上、総枚数446万枚以上を確認することが必要となるとしても、そのことをもって、開示請求の対象文書が特定されていないものとはいうことができない。

(イ) 被告らは、通達に基づき、「教習車」とする申請がされる場合には、必ず本件証明書の写しの添付を促す扱いがされており、本件証明書の写しの添付なくして申請が認められることは考えられないとして、本件文書 は不存在であるとしている。

しかし、現場の職員が、本件証明書の写しの添付されていない申請を誤って認めた事例が存在する可能性までを否定できるものとはいい難く、被告らが上記の主張を訴訟においてするに対しては誠実さに欠けるものと非難がされてもやむを得ない。

また、本件各証拠によれば、本件文書 は存在した可能性が高いものと認められるから、この点においても、被告が本件文書 の存否を確認せず、これを不存在としたことは誤りであるというべきである。

(ウ) 原告の開示請求の目的等から、被告の業務を妨害する意図等をもって行われたものではないこと、被告としては、本件開示請求に応じるためには、原告に対し、ある程度抽出して請求してもらう等の打診等を行うこともできたにもかかわらず、そのようなことを行ったとは認められないことに照らせば、本件文書 に係る本件開示請求が、原告の開示請求権を濫用して行われたものということとはできない。

## 支障事案等報告制度について

### 1 支障事案等報告について

支障事案等報告とは、情報公開条例第27条の2を受けて策定された「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」第11条に定められた報告である。情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案について、実施機関が情報公開推進会議に報告するものである。

### 2 支障事案等報告制度を設置した経緯及び考え方について

情報公開推進委員会の提言（平成15年9月）

開示請求者と実施機関等とのトラブルの防止のため、調停機能を有する第三者機関として、申立てを受けて開示請求事案の処理、窓口対応に問題がなかったかを調査検討する「情報公開オンブズマン」の設置が提言された。

なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関からも行うことができることとし、必要に応じて開示請求者から事情を聞いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的、第1次的判断を行うことができるようにするべきであるとされた。

情報公開推進委員会

県民参加のもとで、徹底した情報公開を推進し、県民主体の政策提案型の県政運営を図る施策の一環として、県民の意見を情報公開の改善に活用するために平成14年度に設置した。

情報公開審査会の答申（平成16年8月）

第三者機関の必要性は否定できないが、別個独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議に円滑な制度運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきとされた。

「情報公開の推進に向けた制度改善について（答申）」

情報公開推進委員会の提言を受けて、平成15年10月に知事が情報公開審査会に諮問し、「情報公開の推進に向けた制度改善について（答申）」を受けた。

情報公開推進会議の設置（平成17年7月）

情報公開推進委員会の提言及び情報公開審査会の答申を受けて、平成17年7月に情報公開推進会議が設置されることとなった。

第1回の推進会議において、推進会議設置に至る当初からの検討経緯を踏まえ、情報公開に係る苦情を処理し、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案、その他特異な事案に係る調査を行うため、推進会議に苦情処理調査部会を置くこと等が議決された。

(参考)

#### 情報公開条例(抜粋)

第27条の2 千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる。

3 開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情があるときは、推進会議に対し、その旨を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる苦情については、これを申し出ることができない。

(1) 審査会の調査権限についての苦情

(2) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情

(3) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情

4 推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

5 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領(抜粋)

##### 第5章 支障事案等調査

(実施機関等の報告)

第11条 実施機関等が、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案(以下「支障事案等」という。)を部会に報告しようとするときは、支障事案等報告書(別記第5号様式)によるものとする。

(支障事案等の調査)

第12条 部会は、前条の規定により報告のあった事案又は推進会議から特に調査を付託された事案につき、請求の実態、実施機関等の対応について調査を行うものとする。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の調査について準用する。

3 部会は、前2項の規定により、支障事案等の調査を行おうとするときは、支障事案等調査実施通知書(別記第6号様式)により実施機関等に通知するものとする。

4 部会は、支障事案等の調査のため必要があると認めるときは、調査委員をして、開示請求者等に請求意図等を確認させるものとする。

5 部会は、前項の規定により確認させようとするときは、開示請求者等に通知するものとする。

(調査結果の報告)

第13条 調査委員は、支障事案等の調査の結果を部会に報告するものとする。

2 部会は、支障事案等の調査の結果をまとめ、推進会議に報告するものとする。